

平成25年12月20日

各位

会社名 三菱電機株式会社
代表者名 執行役社長 山西 健一郎
(コード番号 6503 東証第一部)
問合せ先 広報部長 諸岡 暢志
(TEL 03-3218-2332)

ガス絶縁開閉装置に関する欧州司法裁判所の判決について

当社は、平成25年12月19日、欧州司法裁判所から、ガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関するEU競争法違反容疑に関して、欧州一般裁判所の判決を支持する内容の判決を受領しましたのでお知らせいたします。平成23年7月の欧州委員会の事実認識を支持する欧州一般裁判所の判決に対し、判決の見直しを求めて上訴していたものです。

本判決については、当社の主張が認められず大変遺憾ではありますが、今後、このような嫌疑をかけられることが無いよう法令遵守に取り組んでまいります。

なお、今回判決による平成26年3月期通期の連結業績予想の修正はありません。

1. 訴訟の経緯

- (1) 平成19年1月に欧州委員会から、ガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関するEU競争法違反容疑に関して課徴金(当社単独として1億1392万5000ユーロ、および株式会社東芝との連帯責任として465万ユーロ)納付を命じる決定通知を受領。当社は、決定通知の内容は、当社の事実認識と異なる点があることから、平成19年4月に処分の見直しを求めて欧州一般裁判所に提訴。
- (2) 上記(1)の当社提訴に対し、平成23年7月に欧州一般裁判所から、課徴金については企業間の算定基準の違いを理由に決定を無効とする一方で、事実認識については欧州委員会の決定を支持する判決を受領。当社は、平成23年9月に事実認識に関する判決の見直しを求めて欧州司法裁判所へ上訴。
- (3) 平成24年6月に欧州委員会から上記(2)の欧州一般裁判所の判決内容を踏まえて課徴金算定方法の一部を見直した上であらためて課徴金(当社単独として7481万7000ユーロ、および株式会社東芝との連帯責任として465万ユーロ)納付を命じる決定通知を受領。当社は、平成24年9月に課徴金算定方法の見直し(減額)を求めて欧州一般裁判所に提訴。

2. 今回の欧州司法裁判所の判決内容

上記1.(2)の当社上訴に対して、欧州一般裁判所の判決を支持する内容であり、「ガス絶縁開閉装置の欧州での販売に関するEU競争法違反は存在しない」とする当社の主張は認められませんでした。

3. 今後の対応

本件に関する訴訟は、上記1.(3)の課徴金算定方法の見直し(減額)を求める訴訟が係属中であり、引き続き裁判にて当社の考えを主張してまいります。

以上

(参考)当期連結業績予想(平成25年10月31日公表分)及び前期連結実績

	売上高	営業利益	税引前 当期純利益	当社株主に帰属 する当期純利益
当期連結業績予想 (平成26年3月期)	百万円 3,950,000	百万円 220,000	百万円 200,000	百万円 120,000
前期連結実績 (平成25年3月期)	百万円 3,567,184	百万円 152,095	百万円 65,141	百万円 69,517